

薬剤師賠償責任保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款 + 薬剤師特別約款)

保険期間 : 2025年2月15日午後4時~2026年2月15日午後4時

申込締切日 : 2025年1月31日(金)

加入依頼書提出先: 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会事務局
(薬剤師賠償責任保険担当)

<送付先> 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地KDX御茶ノ水ビル2階

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員および業務の補助者である薬剤師・登録販売者(【薬局および店舗販売業契約】の場合)、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方(【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】の場合)が、ドラッグストア特有の次の事故等により、他人の身体に障害を与えたり、財物を損壊したり、人格権を侵害したことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員等とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故 等

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故 等

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故 等

2024年12月
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

薬剤師賠償責任保険の内容

保険の仕組み

薬剤師賠償責任保険は、被保険者が行う薬剤師業務の遂行に起因する事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

ご加入方法と被保険者の範囲

ご加入方法	【薬局および店舗販売業契約】	【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】
	薬局など医薬品等を販売する店舗の開設者がご加入の場合	薬局などに勤務されている薬剤師または登録販売者の方が個人でご加入される場合
被保険者の範囲	・加入者証に記載された被保険者 ・業務の補助者である薬剤師・登録販売者の方	・加入者証に記載された薬剤師・登録販売者の方

保険金をお支払いする場合

次の業務・事由に起因して、保険期間中に日本国内において発生した事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

【薬局および店舗販売業契約】	【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】
<業務危険> ・薬剤師業務 <施設危険(施設危険担保特約)> ・店舗施設の所有、使用もしくは管理、または店舗施設の用法に伴う薬剤師業務以外の仕事	<業務危険> ・薬剤師業務 ・被保険者が薬剤師業務に従事する店舗その他の施設において行う薬剤師業務以外の仕事

上記業務または事由に関して、保険期間中に日本国内において行われた不当行為に起因して発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(人格権侵害担保特約条項)

■ 薬剤師業務に起因する事故例

- 医師の処方せんによる調剤を誤ったため、服用したお客様の体調が悪くなった。
- 薬の服用方法についての指示を誤ったため、服用したお客様の体調が悪くなった。
- 薬を間違えて渡したことにより、使用したお客様の体調が悪くなった。
- 健康食品や乳製品、医薬品の保管状態が悪く変質していたため購入したお客様の体調が悪くなった。

■ 施設に起因する事故例

- 商品陳列中に棚を倒してしまい、買い物中のお客様にケガをさせた。
- 従業員がカートを押して運んでいる時に駐車場に停めてあるお客様の車に傷をつけた。

■ 人格権侵害に起因する事故例

- 店内でお客様を万引犯と誤認して拘禁したが、調査の結果その事実はなく、当人から人格権侵害で訴えられた。

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

【損害賠償金】

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{①法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

【各種費用】

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は、適用されません。)。ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{②争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の損害賠償金}}$$

お支払いの対象とならない主な場合

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。また、特約条項により、下記免責事由が適用とならない場合等があります。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款でご確認ください。

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為
- ・転売目的で販売または供給された医薬品等。ただし、医師または病院、診療所もしくは介護老人保健施設その他これらに準じる施設に販売または供給されたものを除きます。
- ・被保険者が所有、使用または管理する施設(注)
- ・医薬品等自体の損壊についての賠償責任
- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任 等

(注)【薬局および店舗販売業契約】に限り、付帯する施設危険担保特約条項によって、施設または施設の用法に伴う仕事(薬剤師業務を除きます。)に起因する事故を補償の対象とします。

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料	3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。				
保険料			1,260円	1,420円	1,610円

用語解説

【被保険者】 :この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

【薬剤師業務】 :<【薬局および店舗販売業契約】の場合>

調剤、医薬品等の販売・供給、居宅療養管理指導業務(*)、服薬指導等の情報提供義務をいいます。

<【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】の場合>

調剤、医薬品等の販売・供給、居宅療養管理指導業務(*)をいいます。

(*)「居宅療養管理指導業務」とは、介護を要する者、介護予防の支援を要する者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務をいいます。

【事故】 :対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】といいます。

【損害】 :損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。

【施設】 :被保険者が薬剤師業務の遂行のために所有、使用または管理する不動産または動産をいいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする施設を明確に記載していただきます。

【医薬品等】 :<【薬局および店舗販売業契約】の場合>

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・乳製品・健康食品その他健康・衛生に関する日用品およびその他の商品をいいます。

<【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】の場合>

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・乳製品・健康食品その他健康・衛生に関する日用品をいいます。

【免責金額】 :お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

【人格権侵害】 :次のいずれかの行為(不当行為)によって発生した、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
・不当な身体拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示

【支払限度額】 :保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

ご加入にあたって

■ご加入いただける方

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会の正会員の皆様

■契約者

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

■被保険者

【薬局および店舗販売業契約】

協会正会員企業(記名被保険者)および同企業の業務補助者である薬剤師および登録販売者

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

協会正会員企業に勤務する薬剤師および登録販売者本人

■保険期間 2025年2月15日午後4時から2026年2月15日午後4時まで

※中途加入の場合は、翌月15日午前0時からの加入となります。

■保険適用地域 日本国内のみ

※保険証券・ご契約のしおりは一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付されます。協会正会員企業へは別途加入者証が送付されます。

ご加入方法

加入手続き①

別紙「加入依頼書【薬局および店舗販売業契約】」(注)にご記入の上、JACDS事務局へご送付下さい。

(注)勤務薬剤師・勤務登録販売者契約をお申し込みの場合は「加入依頼書【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】」もご記入の上あわせて送付してください。

▶募集期間:本ご案内状到着から、**2025年1月31日(金)まで**

▶加入依頼書の送付先:〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地KDX御茶ノ水2階

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会事務局(薬剤師賠償責任保険担当)

加入手続き②

保険料を下記口座へお振込みください。

▶振込先:(銀行名・支店名)三井住友銀行 新横浜支店

(口座番号)普通口座 0845665

(口座名義)一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

保険料のお振込みは、年間保険料を会員企業ごと一括してお願いします。(勤務薬剤師・勤務登録販売者契約にご加入の場合も、薬局契約の保険料と合算で結構です。)

▶募集締切後も中途加入が可能です。保険料は月割となりますが、詳細は必ず保険会社または代理店へご確認下さい。毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、2か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項等引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。(※)ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合
等

この保険は、一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会を契約者とし、当協会正会員、正会員企業に勤務する薬剤師および登録販売者を被保険者とする薬剤師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本チェーンドラッグストア協会が有します。

のご案内書は、薬剤師賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。薬剤師賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご加入手続、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先>

取扱代理店 : 株式会社ザックス (担当: 菅原)
(住所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-12 日総第12ビル2F
(TEL) 045-470-5950 (FAX) 045-470-5952
引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社
担当課 : 横浜中央支店 専業代理店支援第二チーム
(住所) 〒220-8565 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-4
みなとみらいビジネススクエア5F
(TEL) 045-224-0241

<事故が発生した場合>

事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店までご連絡下さい。

(TEL) 045-470-5950 (受付: 平日9:00～18:00)

(FAX) 045-470-5952 (上記受付時間外の場合はFAXでご連絡下さい。)